

単独不活化ポリオワクチン Q&A (医療機関用)

【対象者について】

Q-1

単独不活化ポリオワクチンの対象者及び標準的な接種期間・接種方法について教えてください。

A

平成24年9月1日から、**生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチン(皮下注射:0.5ml)に変わりました。**

期区分	対象者	望ましい時期
初回接種①	生後3か月から	生後3か月から 12か月の時期に
②	90か月(7歳6か月)未満	
③	20日から56日の間隔をおいて①②③を1回ずつ	
追加接種	初回③終了後6か月以上の間隔をおいて1回	初回③終了後、 12～18か月に1回

追加接種(4回目)は、有効性・安全性が確認されていないことから、平成24年9月1日現在では定期接種の対象外となっています。(現在国内臨床試験中のため、データが整い次第導入予定)

* 接種にあたっては、過去の生ポリオワクチン及び海外または任意等での不活化ポリオワクチンの接種歴を必ずご確認ください、適切な接種回数及び接種間隔を順守ください。

Q-2	接種期間について教えてください。
A	平成24年9月1日以降、 通年実施 となりました。 従来の生ポリオワクチンでの定期接種は中止となりました。

【接種回数及び接種間隔について】

Q-3	追加接種(4回目)を定期接種として実施してもいいですか。
A	追加接種(4回目)は、初回③終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種するものとされていますが、4回接種(追加免疫)後の有効性、安全性が確認されていないことから、平成24年9月1日現在では定期接種の対象外となっています。(現在国内臨床試験中のため、データが整い次第導入予定とされています)

Q-4	すでに1回生ポリオワクチンを受けている場合の接種間隔や接種回数はどうなりますか。
A	生ポリオワクチンを受けてから27日以上の間隔をおいて、不活化ポリオワクチンにおける初回接種の残り2回を接種してください。詳しくは、別添の「どうすればいいの？ポリオワクチン」を参照ください。 ただし、追加接種については、平成24年9月1日現在、有効性及び安全性が確認されていないことから、定期接種の対象外ですので、ご注意ください。(現在国内臨床試験中のため、データが整い次第導入予定とされています)

Q-5	平成24年9月までに、海外や任意等において不活化ポリオワクチンを接種されている場合の、接種回数はどうなりますか。
A	過去の接種回数を確認いただき、初回接種の残りの回数を接種してください。詳しくは、別添の「どうすればいいの？ポリオワクチン」を参照ください。 ただし、4回目の追加接種については、平成24年9月1日現在、有効性及び安全性が確認されていないことから、定期接種の対象外ですので、ご注意ください。(現在国内臨床試験中のため、データが整い次第導入予定とされています)

Q-6	これまでに生ポリオワクチンをすでに2回受けている場合、不活化ポリオワクチンの接種はどうすればいいですか。
A	不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

【予診票について】

Q-7	母子健康手帳に添付してある「ポリオ予防接種予診票」は使えますか。
A	母子健康手帳に添付している予診票は使用できません。「不活化ポリオ予防接種予診票」を各協力医療機関に設置させていただきますので、その予診票を使用してください。

Q-8	不活化ポリオ予防接種予診票に、「今日受ける予防接種についてのお知らせを読みましたか」との項目がありますが、「お知らせ」とは何ですか。
A	保護者向けの説明文として、「単独不活化ポリオ(急性灰白髄炎)予防接種のお知らせ」を各協力医療機関に設置させていただきますので、接種の前等に保護者に手渡し、読んでもらってください。

【母子健康手帳への記録について】

Q-9	母子健康手帳への予防接種の記録はどこに記載すればいいですか。
A	ポリオの欄に記載するか、不足分はその他の予防接種の記載欄にご記入ください。

【4種混合ワクチンについて】

Q-10	4種混合ワクチンはいつから接種できますか。 また、単独不活化ポリオワクチンを接種後、4種混合ワクチンの接種はできますか。
A	4種混合ワクチンは、平成24年11月の導入を目指して厚生労働省にて準備が進められています。単独不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンの併用等についての臨床研究の結果を踏まえ、具体的な接種方法等について国からの通知が届き次第、情報提供させていただきます。

Q-11	単独ポリオワクチンよりも、4種混合ワクチンを接種したほうがよいですか。
A	3種混合ワクチンの接種を遅らせることは危険です。乳児が百日咳にかかるると重症化し命に関わることもあります。3種混合ワクチンは生後3か月を過ぎたらできるだけ早く接種することが望ましいです。9月1日以降4種混合ワクチンが導入されるまでは、単独不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを接種してください。

【他市民の接種について】

Q-12	吹田市民以外の方が接種に来られた場合、どうすればよいですか。
A	高槻市以外の北摂市町村(豊中市・箕面市・池田市・茨木市・摂津市・豊能町・能勢町)につきましては、単独不活化ポリオについても依頼書の発行なく接種できるよう、市町間で覚書を交わしていますので、それらの市町民が来院された場合は、吹田市の単独不活化ポリオワクチンの予診票を使用し、無料で接種してください。なお、その予診票は、吹田市医師会をとおして吹田市保健センターへ提出ください。また、それ以外の市町村の方については、住民票のある市町村に依頼書について問い合わせるよう、保護者にご説明ください。